

## 自動ダイレクトが始まる！

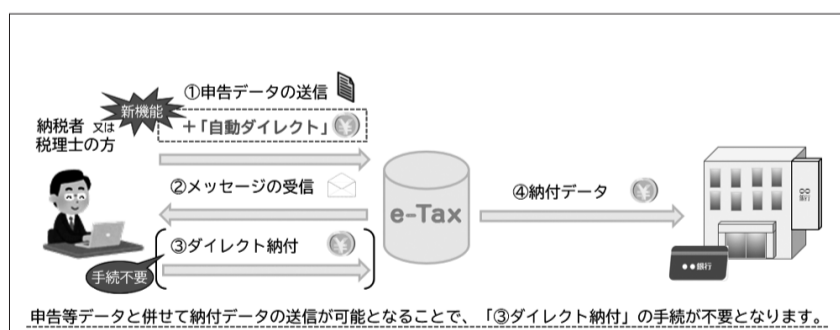
情報システム部 委員 小原 正寛

## はじめに

税務環境はデジタル技術の進化により大きく変化しており、その一環として国税庁が導入した自動ダイレクトは税理士にとっても納税者にとっても大きな利益をもたらします。この自動ダイレクトが2024年4月1日以降に法定納期限が到来する申告手続きから法定納期限内に申告手続きを完了させる場合に利用ができることになりました。自動ダイレクトを通じて、法人税、地方法人税、消費税、贈与税、相続税、給与や報酬等の源泉所得税といった多岐にわたる税目の納税プロセスが自動化されます。本文では、税理士の視点からこの自動ダイレクトの概要、利用方法、注意点及び税務業務への影響について解説します。

## 自動ダイレクトの概要と重要性

自動ダイレクトは、従来のダイレクト納付を発展させた納付の方法であり、e-Taxを利用して税金の申告を行う際に同時に納税の手続きを自動で完了させることができる仕組みです。税理士や納税者は申告データ送信時に「自動ダイレクトを利用する」にチェックを入れるだけで、法定納期限当日に自動で口座から税金を引き落すことができます。この仕組みは、納税者が直面する納税に関する手間や煩雑さを大幅に軽減し納税プロセスをスムーズにします。この自動ダイレクトの導入により、納税者は納付期限を忘れることによる延滞税のリスクを回避できるだけでなく、源泉所得税の未納付による不納付加算税が課されることを防ぐことができます。この点は税務申告と納税のプロセスを管理する上で税理士にとっても非常に大きなメリットとなります。例えば、源泉所得税の納付書を顧問先に納付期限を明示して郵送しても、郵便の不着や顧問先が納付期限までに金融機関や税務署に出向かず納付を行わなかったことで不納付加算税が課されてしまったことに心当たりがある方もいらっしゃると思います。自動ダイレクトの導入により納税スケジュールを更に管理することができるようになり、納税者との信頼関係が深まり納税者の税務コンプライアンスをサポートすることが可能になります。



## 自動ダイレクトの利用方法と注意点

自動ダイレクトは、ダイレクト納付による口座引き落としにより国税を電子納付する方法の一つです。従いまして自動ダイレクトを利用するためにはまずダイレクト納付の手続きが必要になります。ダイレクト納付の手続きは事前にe-Taxの利用開始を行った上で納税地を所轄する税務署へ専用の届出書を書面で提出する必要があります。個人の場合は専用の届出書をオンラインで提出することもできます。

また、自動ダイレクトを利用する際にはe-Taxで顧問先との間に委任関係の登録も済ませましょう。

自動ダイレクトの口座引き落とし日は法定納期限前日までに申告書送信を行った場合は法定納期限となります。法定納期限当日に申告書送信を行った場合には法定納期限の翌日となります。ただし、この場合においても法定納期限に納付があったものとみなされます。また、法定納期限前日までに申告書送信を行った場合は納税額に上限はありませんが、法定納期限当日に申告を行った場合にはその申告日に応じて納税額の上限が次のとおり設けられています。

令和6年4月1日～令和8年3月31日…納税額1,000万円以下  
令和8年4月1日～令和10年3月31日…納税額3,000万円以下  
令和10年4月1日～…納税額1億円以下

ダイレクト納付の時と同様に引き落とし前日までに口座残高を確認しましょう。残高不足により引き落としができない場合は延滞税が発生することがあります。

自動ダイレクトの利用確認は申告データ送信後、受信通知（納付区分番号通知）で「ダイレクト納付指定日」欄に日付（法定納期限）が設定されていることを確認することによって行います。自動ダイレクト納付エラー通知が格納された場合でも申告等データは送信されていますので、申告書が提出できているかはメッセージボックスに格納される受信通知から確認することができます。

訂正申告での利用については当初申告で自動ダイレクトを利用している場合は、その自動ダイレクトを取消し後に訂正申告データ送信時に再度「自動ダイレクトを利用する」にチェックします。

複数口座を登録している場合は自動ダイレクトの画面で口座を変更することも可能です。

申告期限を延長している場合は本来の申告期限（法定納期限）までに申告手続を行う場合に限り、自動ダイレクトを利用することができます。この場合の引き落とし日は申告期限が延長された日ではなく、本来の申告期限です。

期限後申告や修正申告では自動ダイレクトを利用できませんので、申告手続後にメッセージボックスに格納する受信通知（納付区分番号通知）から、申告手続を行った当日中に、「今すぐに納付される方」を選択してダイレクト納付を行うことになります。

## 税務業務への影響と対応

自動ダイレクトの導入にあたって、税理士は納税者へのサポート方法を再考する必要があります。納税者がこの仕組みを効果的に利用できるように操作方法や対象税目さらには納付期限を忘れることによる延滞税や不納付加算税を防ぐための重要性を含めた正確で実用的な情報の提供が求められます。また、この仕組みの導入は税理士の業務範囲を拡大する機会ともなり、納税者への継続的な指導やアドバイスを通じてより深い関係性を築くことができます。

なお、税務ソフトベンダーにおいて自動ダイレクトは現状では未対応となっているようです。これはe-Tax側での新機能であることが要因の一つのようです。ただし、利用者である税理士が要望の声を上げることによってベンダー対応が実現していく可能性があるでしょう。

## おわりに

自動ダイレクトは、納税プロセスの自動化により納税者にとっても税理士にとっても大きなメリットをもたらします。税理士はこの自動ダイレクトの詳細を理解し納税者への適切な指導とサポートを提供することで納税者の税務コンプライアンスの向上に貢献し、税務業務の質をさらに高めることができるでしょう。自動ダイレクトは、税務申告と納税の新しい標準として納税者と税理士の両方にとって有益な存在となっていくでしょう。

※参考 自動ダイレクトの手引き（金沢国税局ホームページより引用）

[https://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/cashless/pdf/05231208\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/cashless/pdf/05231208_03.pdf)